

【家庭・地域版】

名寄市立中名寄小学校 令和5年度



# いじめ防止基本方針

～自他の心をしっかりと見つめ、ともに育つ仲間を大切にする心の安定した子を育む～

《令和5年4月1日改訂》

## 〈はじめに〉

いじめは、子どもや人権、健全な成長に大きく影響を及ぼすものです。それを防止するために平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布されました。名寄市においても北海道のいじめ防止等に関する条例等をうけ名寄市のいじめ防止基本方針が平成26年に提出されています。その後「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しをし、さらに実態に即した改定案が国から示されました。それを受け北海道では平成29年11月、名寄市においても平成30年4月1日に基本方針が改定されました。本校でもその方針と連動し、これまでの「いじめ防止基本方針」の見直しをいたしました。いじめ防止に向けて学校全体で組織的な取組を進めること、いじめを生まない風土づくりといった未然防止の活動に重点をおくことなどの基本的な姿勢は今までと大きく変わりません。全ての教職員も、「いじめは絶対に許されない」という認識にたち、確実に実践を進めて参ります。

全ての子どもが自分を必要とされる存在であると感じ、互いのよさや違いを認め合い支え合うことができるような取組を進めることで学校の内外を問わず、いじめがなくなるように今後も努めて参ります。この方針については、文書やHP、機会をとらえた説明等で今後も皆様にお伝えして参ります。

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。【「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布】

具体的ないじめの形態としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団により無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

いじめが「解消している」状態とは、少なくも次の2つの要件が満たされる必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（3ヶ月を目安）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

## 2 いじめ防止の基本目標

いじめ防止の対策は、次のことを目指して行います。

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感をもち、児童生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにします。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、これを認識しながら放置することができないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めます。
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、いじめを受けた児童生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政等の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服します。
- (4) 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みます。

## 3 関係者の責務や役割

### (1) 学校および教職員の責務

#### いじめ未然防止のために

日常的に全ての子供・教職員に対して、モラル（人権尊重）や能力（自己管理）の向上を継続的に働きかける。

校長・教頭は……

- ・全校集会などで日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進に計画的に取り組む。
- ・児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

- ・いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取り組みを推進する。

#### **生徒指導担当教員は……**

- ・いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問したり各種研修会等に積極的に参加し、情報交換や連携に取り組む。
- ・いじめに限らず、アサーションやアンガーマネジメント等、児童が自分の心をコントロールする手法について紹介・研修し、職場全体の専門的な能力を高める。

#### **学級担任は……**

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・傍観者もいじめを肯定していることになることを理解させ、いじめを抑止するために自分にもできることがあることに気づかせる。
- ・児童それぞれの個性や興味関心を尊重し、仲間意識を高めて居心地のいい学級経営に努める。
- ・一人一人を大切にしたわかりやすい授業作りを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

#### **養護教諭は……**

- ・学校保健委員会等、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・学級に限らず全校児童の心身に目を配り、連携をとり合って担任を支援する。必要に応じ保護者の相談に乗る。

#### **いじめ早期発見のために**

定期的な調査や情報交流などでアンテナを高く保ち、いじめに関わる案件は最優先事項であるという意識を共有する。

#### **校長・教頭は……**

- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行いやすい体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。
- ・放課後教室や少年団活動の隙間の時間等、担任や担当者の気づきにくい時間帯の様子に特に留意して校内巡視等に努める。

### **生徒指導担当教員は……**

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・いじめと疑われるものは、早急に確認・対応すると共に継続して観察する。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について児童や保護者に周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無をする。

### **学級担任は……**

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・児童の様子に心配な点を感じたら、児童実態交流などの機会を利用して、早めに教職員で状況を共有し、適切な対処を心がける。
- ・休み時間、放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

### **養護教諭は……**

- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞くようにする。

## **(2) 保護者の責務**

---

- ・保護する子どもがいじめを行うことのないようにするために、自ら範を示すなど規範意識や生命を大切にし、他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育等を行うよう努める。
- ・日頃から家庭において、その保護する子どもの会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、子どもに寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- ・保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、子どもの気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、子どもの心情等を十分に理解し、対応するよう努める。
- ・名寄市教育委員会及び中名寄小学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

## **(3) 地域住民の役割**

---

- ・地域において子どもと触れ合う機会を大切にし、地域全体で子どもを見守るとともに、中名寄小学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者が連携協力して、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに努める。

- ・いじめが行われ、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、学校、関係機関等に通報するなど、名寄市教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

## 4 いじめの問題の理解

〈文部科学省「児童生徒指導提要」等から〉

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にどのような特質があるかを十分認識し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組みます。いじめには様々な特質がありますが、以下の①から⑧は、子どもにかかわる大人がもつべきいじめについての基本的な認識です。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育のあり方に大きなかかわりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきで問題である。

学校は全ての児童生徒が、自分を必要とされる存在であると感じ、互いのよさや違いを認め合い支え合うことができる取組を進めることで学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように努めてまいります。家庭や地域の皆様には、日頃よりいじめの根絶に向けて情報提供や児童生徒の見守り等をお願いいたします。